

2024 年 8 月

令和 5 年改正景品表示法の要点 — 確約手続の導入を中心に —

弁護士 木川 和広

Contents

- I. はじめに
- II. 確約手続の導入
- III. 課徴金制度における返金方法の弾力化
- IV. 課徴金額の推計規定の新設
- V. 再違反事業者に対する課徴金の割増し規定の新設
- VI. 不当表示に対する直接の刑事罰の新設
- VII. 最後に

I. はじめに

令和 5(2023)年 5 月に不当景品類及び不当表示防止法(以下「景表法」という。)の改正法が成立し、2024 年 10 月 1 日に施行される。改正点としては、以下の 7 項目である。

- ① 確約手続の導入
- ② 課徴金制度における返金方法の弾力化
- ③ 課徴金額の推計規定の新設
- ④ 再違反事業者に対する課徴金の割増し規定の新設
- ⑤ 不当表示に対する直接の刑事罰の新設
- ⑥ 国際的な法執行に関する規定の整備

⑦ 適格消費者団体による開示要請規定の導入

本稿では、事業者の関心の高い①から⑤に絞って、制度の概要と実務的な展望を解説することとしたい。

II. 確約手続の導入

1. 確約手続とは

確約手続とは、不当表示または景品規制違反の疑いのある事業者から、違反被疑行為やその影響を是正するための是正措置計画を提出させ、その計画が是正措置として十分であり確実に実施されると見込まれると消費者庁が認定した場合、違反被疑行為に対する措置命令や課徴金納付命令を行わないこととする制度である。

2. 確約手続の流れ

確約手続は、消費者庁が、違反被疑行為について、確約手続の対象とすることが適当と判断した場合に、違反被疑行為の概要等を記載した書面を事業者に通知(以下「確約手続通知」という。)することにより開始される(改正景表法 26 条、30 条)。

これに対して、通知を受けた事業者は、確約手続通知を受けた日から 60 日以内に、是正措置の認定を申請する必要がある(改正景表法 27 条 1 項、31 条 1 項)。

もともと、消費者庁が公表した確約手続に関する運用基準(以下「確約手続運用基準」という。)には、「確約手続をより迅速に進める観点から、消費者庁が確約手続通知を行う前であっても、違反被疑行為に関して調査を受けている事業者は、いつでも、調査を受けている行為について、確約手続の対象となるかどうかを確認したり、確約手続に付すことを希望する旨を申し出たりするなど、確約手続に関して消費者庁に相談することができる」と記載されている。したがって、通知を受ける前の段階で、消費者庁と事業者との協議が行われ、是正措置計画の策定を開始することが想定されており、実際にもそのような運用になるものと思われる。

そして、提出された是正措置計画が、違反被疑行為やその影響を是正するために十分かつ確実なものであると消費者庁が認定すれば、措置命令や課徴金納付命令が行われないこととなる(改正景表法 28 条本文、32 条本文)。

なお、認定された是正措置計画に従って是正措置が実施されないときや虚偽または不正の事実に基づいて認定を受けたことが判明したときは、認定が取り消されて調査が再開され、措置命令や課徴金納付命令が行われる(改正景表法 29 条 1 項、28 条ただし書、33 条 1 項、32 条ただし書)。

3. 確約手続の対象

確約手続運用基準によれば、確約手続の対象とするか否かの判断にあたっては、「確約手続により問題を解決することが一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があるか否かを判断する」とされ、具体的には、「違反被疑行為がなされるに至った経緯、違反被疑行為の規模及び態様、一般消費者に与える影響の程度並びに確約計画において見込まれる内容その他当該事案における一切の事情を考慮し、「違反被疑行為等を迅速に是正する必要性、あるいは、違反被疑行為者の提案に基づいた方がより実態に即した効果的な措置となる可能性などの観点から判断する」とされている。ここでも、「確約計画において見込まれる内容」や「違反被疑行為者の提案に基づいた方がより実態に即した効果的な措置となる可能性」と記載されていることからして、確約手続通知以前に消費者庁と事業者との協議が行われること

が前提になっていると解される。

一方、確約手続の対象外となる場合として、以下の 2 つが確約手続運用基準のなかで挙げられている。

- ① 10 年以内に景表法に基づく法的措置を受けたことがある場合
- ② 違反被疑行為とされた表示について根拠がないことを当初から認識しているにもかかわらず、あえて当該表示を行っているなど、悪質かつ重大な違反被疑行為と考えられる場合

つまり、違反を繰り返したり、故意に違反を行ったりする悪質な事業者は、確約手続の対象とはならない。

4. 是正措置の内容

確約手続運用基準では、典型的な是正措置として、以下の 7 つが挙げられている。

- ① 違反被疑行為を取りやめること
- ② 一般消費者への周知徹底
- ③ 違反被疑行為及び同種の行為が再び行われることを防止するための措置
- ④ 履行状況の報告
- ⑤ 一般消費者への被害回復
- ⑥ (アフィリエイトなど違反被疑行為の原因となった取引先との)契約変更
- ⑦ (有利誤認表示に合わせた)取引条件の変更

このうち①と②は、「措置内容の十分性を満たすために必要な措置の一つである」とされ、③と④は、「措置内容の確実性を満たすために必要な措置の一つである」とされており、是正措置計画に必ず盛り込まなければならない。

「⑤一般消費者への被害回復」は、商品または役務の代金の全部または一部を返金することであるが、これは、「措置内容の十分性を満たすために有益であり、重要な事情として考慮することとする」とされており、必ずしも是正措置計画に盛り込まなくてもよいものの、十分性を判断するうえで重要な要素と位置づけられている。この書きぶりからすると、特段の事情のない限り、返金措置を盛り込まない是正措置は不十分と判断される可能性が高い。

特段の事情としては、法律上、課徴金の納付を命じることができない場合(景表法 8 条 1 項ただし書)が考えられる。具体的には、(ア)事業者が不当表示に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠ったものでないとき、または(イ)課徴金の額が 150 万円未満であるとき(売上が 5,000 万円未満であるとき)である。もっとも、(ア)については世間的にもある程度の納得は得られるであろうが、(イ)については世間的な納得が得られるかどうか難しいところである。

いずれにしろ、返金措置がほぼ必須となると、確約手続の利用を躊躇するケースが多くなるように思われる。法律上は、購入額の 3%以上の返金措置を策定すればよいことになっているものの(景表法 10 条 1 項)、たとえば、1 万円の商品の購入者に 300 円だけ返すのでは、商品を購入した消費者が納得するとは考えがたいため、返金額を全額とするか、少なくとも半額とする計画を立てざるをえない。そうすると、返金の申出が多数寄せられた場合、課徴金を支払うよりも経済的な負担が大きくなってしまふ。これは、以前から、返金措置制度の利用が進まない理由の 1 つであったが、確約手続の利用にあたって、大きな障害になる可能性がある。

「⑥(アフィリエイトなど違反被疑行為の原因となった取引先との)契約変更」と「⑦(有利誤認表示に合わせた)取引条件の変更」は、「措置内容の十分性を満たすために有益である」とされており、重要度としては返金措置よりも一段下に位置づけられているが、それらを実施可能であるにもかかわらず、是正措置計画に盛り

込まずに十分性が認められる可能性は低いように思われる。

5. 制度の利用に関する展望

確約手続が認定された場合、認定確約計画の概要、認定に係る違反被疑行為の概要、確約認定を受けた事業者名その他必要な事項は公表されることになる。その際、景表法の規定に違反することを認定したものではない旨付記されるものの、世間的には違反被疑行為を自認したと受け取られる可能性は高く、措置命令と同じように報道されるのであれば、措置命令を受けた場合と確約手続を利用した場合とで、企業のレピュテーションに与える影響に大きな違いはないように思われる。

また、前述したとおり、是正措置計画に返金措置が必須となる可能性が高いとすると、経済的な観点でも確約手続を利用するインセンティブは低くなる。

特に、製品の効果や性能に関する優良誤認表示の場合には、事実上、製品の効果や性能を自ら否定する必要があるうえに、全額返金の計画を立てることによって返金額が課徴金の額を大幅に上回るリスクがあり、確約手続の利用を躊躇するケースが多くなるのではないかとと思われる。一方、取引条件に関する有利誤認表示の場合は、違反の成否を争う余地のないケースが多く、高額商品であれば3%の返金措置でも消費者にとって違和感のないケースも想定できるため、有利誤認表示において、より積極的な確約手続の利用が見込まれる。

Ⅲ. 課徴金制度における返金方法の弾力化

1. 制度の概要

現行景表法 10 条および 11 条は、課徴金納付命令の通知を受けた事業者が実施予定返金措置計画の認定を受けて一般消費者への金銭による返金措置を実施した場合、返金した額を課徴金の額から減額することを定めている。

この返金措置は、課徴金制度の導入以来これまでの利用がわずかに数件にとどまっていた。その理由として、返金を実施するために銀行口座情報を購入者から取得しなければならないことや、振込手数料が割高であることなどが指摘されていた。

そこで、改正景表法では、金銭以外の支払手段として第三者型前払式支払手段(電子マネー等)を利用することが認められた。

2. 制度の利用に関する展望

返金措置は、本来的には、事業者が消費者庁から課徴金納付命令に関する弁明の機会の付与の通知を受け取った後に実施されるものである。

しかし、前述のとおり、確約手続運用基準には、「一般消費者に対し、その購入金額の全部又は一部について返金することは、……措置内容の十分性を満たすために有益であり、重要な事情として考慮することとする」と記載されている。措置命令の後に課徴金に関する調査が実施されるのが一般的だが、返金措置を実施する意思があるような事業者は、措置命令を受ける前に返金措置を実施しようとするだろうから、この返金方法の弾力化に関する改正は、課徴金の減額という本来的な場面での利用よりも、むしろ、確約手続の利用を促進する意味合いのほうが大きいと思われる。

IV. 課徴金額の推計規定の新設

1. 制度の概要

改正景表法 8 条 4 項は、事業者が課徴金の計算の基礎となるべき事実を報告しないときは、内閣府令で定める合理的な方法により売上額を推計して、課徴金の納付を命ずることができることとした。課徴金の額は、課徴金の対象となる不当表示をした期間(最大 3 年)の売上額が計算の基礎となるが、従来、商品の売上データを適切に管理していない事業者については課徴金の基礎となる売上額が把握できないために課徴金を課すことができず、よりずさんな事業者が得をするという不都合が生じていたため、この推計規定が導入された。

この「合理的な方法」は、課徴金対象期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握した期間における 1 日当たりの売上額に課徴金対象期間の日数を乗ずる方法とされた(改正景表法施行規則 8 条の 2)。したがって、まったく売上額が把握できない事業者については、売上額を推計することはできない。

2. 制度の利用に関する展望

いかに管理がずさんな事業者であっても、まったく売上額を把握できないことはまれであろうから、この制度の導入により、消費者庁サイドからみれば、これまでは課徴金対象期間全期間分の課徴金を課すことができなかった(あるいは把握できた売上額が 5,000 万円に満たないためにまったく課徴金を課すことができなかった)事例の多くで課徴金を課すことができるようになる。

逆に、事業者サイドからすると、売上が伸びてきた直近 1 年分の売上だけ把握しているようなケースでは、本来支払うべき課徴金よりも高額な課徴金を課されることになる。したがって、そのような不利益を避けるためには、商品の売上額を適切に把握・管理しておく必要がある。

V. 再違反事業者に対する課徴金の割増し規定の新設

1. 制度の概要

基準日から遡り 10 年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対する課徴金の割合を 3%から 4.5%に割増しする規定が新設された(改正景表法 8 条 5 項)。基準日は、報告徴収等、合理的根拠の提出要求、弁明の機会の付与のいずれかが行われた日のうち最も早い日である(改正景表法 8 条 6 項)。

事業者が過去に課徴金納付命令を受けた者かどうかの問題なので、同一の商品・役務でなくても、この規定は適用される。

2. 制度の利用に関する展望

消費者庁サイドからみれば、売上額の推計規定の導入とも相まって、再違反事業者に対して、従来よりも高額の課徴金を課すことができるようになる。確約手続運用基準では、10 年以内に景表法に基づく法的措置を受けた事業者は確約手続の対象としないとされており、確約手続で節約できた人的・時間的リソースを再違反事業者の調査に振り向けることが可能になるため、今後は、再違反事業者に対する調査に、より注力するようになることが想定される。

事業者としては、当然のことながら、課徴金納付命令を受けた後は、再度の違反を起こさないように、商品や役務の表示に関する社内の管理体制を整備し、不当表示についてよりいっそうの注意をする必要がある。

VI. 不当表示に対する直接の刑事罰の新設

1. 制度の概要

優良誤認表示と有利誤認表示に対する直接の刑事罰の規定が新設され、これらの不当表示をした個人に対して 100 万円以下の罰金が科せられるほか(改正景表法 48 条)、法人にも 100 万円以下の罰金が科せられることとなった(改正景表法 49 条 1 項 2 号)。

条文上は、「自己の供給する商品又は役務」に関する不当表示が対象なので、商品・役務の供給者たる身分を構成要件とする身分犯である。もともと、刑法 65 条 1 項は、「犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする」と規定しており、理論的には、アフィリエイト、広告代理店、リサーチ会社なども共犯として処罰可能と解される。

2. 制度の利用に関する展望

事業者に対する抑止効果だけでなく、景表法上の行政処分の対象とはならないアフィリエイト、広告代理店、リサーチ会社などに対する抑止効果も期待されているが、警察がこの罰則を積極的に活用しようとするとは考えがたい。

まず、罰金 100 万円という罰則は刑事罰としては軽すぎて威嚇効果に乏しく、精緻な事実認定が求められる犯罪捜査をするには効率が悪い。特に、優良誤認表示に該当するような表示は、不正競争防止法の誤認惹起行為にも該当し、そちらには懲役刑もあるので、通常、警察は、まず不正競争防止法の適用を考えるとされる。

また、犯罪の成立には、「誤認させるような表示」をしたことについての故意が必要で、その立証も容易ではない。特に、アフィリエイトなどを共犯として処罰しようとする場合には、故意の立証が大きなハードルになると考えられる。

したがって、この罰則規定が適用されるとすれば、消費者庁や都道府県の調査の過程で事業者が不当表示の故意を認め、措置命令の行政処分が確定し、処分庁から警察に対して告発があったような場合に限られるのではないかとと思われる。

VII. 最後に

以上、事業者にとって関心の高い点に絞って解説をし、制度の利用に関する展望について筆者なりの分析を試みた。

解説した 5 つの制度のなかで、最も重要で、かつ、事業者の関心が高いのは、いうまでもなく、確約手続である。確約手続の導入によって、調査の効率化と事案の迅速処理が期待されているが、期待どおりの利用が進むかどうかは、事業者にどの程度の返金措置を求めるかに大きく影響されるように思われる。今後、事案の処理を通じて、その点に関する消費者庁の具体的な運用方針を確認していきたい。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 木川 和広 (kazuhiro.kikawa@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com